

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	産地や担い手の発展状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援するもの
補助事業者	事業により異なる。
補助対象経費	事業により異なる。
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業により異なる。
	○少額（5万円以下）補助金の理由 —
補助率等	国要綱等の定めによる。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	支援経営体数（年間） R3：1経営体 → R5：3経営体 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 関係農家や集落等に直接周知
事業担当	（担当部署） 農林水産部農業政策課農業企画係
	（電話番号） 0259-63-5117